

令和7年度

沼津市放課後児童クラブ 入会申込案内

【申請前にご確認ください】

◆放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

◆放課後児童クラブへ入会を希望する方は、本案内及び市ホームページにて、令和7年度の放課後児童クラブの入会申込方法をよくご確認ください、申込をお願いします。

◆年度ごとの申込が必要です。締切にご注意のうえお申し込みください。

◆不備があった場合は、入会選考が行えず入会希望月に入会できないことがあります。

◆入会承認後であっても、以下に該当する場合は入会を取り消す場合があります。

- ・申込内容が事実と反したものであることが判明したとき。
- ・保護者が児童クラブの指導料等を2か月以上滞納したとき。
- ・児童の集団における見守りが著しく困難であると認められたとき。
※原則、食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行う必要があります。
- ・その他、市長が児童クラブの入会の承認が適当でないとき。

◆申込書類に記入いただく個人情報は、入会選考等、児童クラブの運営管理等に使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

1. 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

(2) 開所日

○令和7年4月1日～令和8年3月31日(月曜日～土曜日)

※日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

(3) 開所時間

○月曜日から金曜日……………放課後～18時30分 ※18時30分～19時延長可

○土曜日、学校休校日等……………7時30分～18時30分 ※18時30分～19時延長可

※災害発生時や児童の安全上必要であると判断される場合、閉所や開所時間の変更等があります。

(4) 対象児童(主な入会要件)

原則として、市内の小学校に通学している児童で、保護者等(※同居の65歳未満の祖父母を含む)が以下のいずれかに該当すること。

1	就労	放課後児童クラブが開いている時間に就労している。 ※月64時間(1週あたり16時間)以上 ※原則、勤務終了時刻が13時30分以降
2	妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産後間がない。 ※出産予定日の3か月前から出産後8週を経過した日の月末内であること。
3	疾病・障がい	疾病・負傷又は心身に障がいがあり、児童の安全の見守りができない状況である。
4	介護・看護	親族を長期に渡り常時介護・看護しており、児童の安全の見守りができない状況である。
5	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている。
6	就学	放課後児童クラブが開いている時間に就学、技能取得のため外出を常態としていること。

※求職活動中・育児休業中の利用はできません。

2. 放課後児童クラブ入会申込みの手続き

(1) 申込受付期間

入会希望月	申込期限	入会承認の通知時期
4月	【1次受付】 令和6年12月20日(金)まで 【2次受付】 令和7年2月14日(金)まで	【1次受付】 令和7年2月上旬以降 【2次受付】 令和7年2月末以降
7月・8月	令和7年5月12日(月)から 令和7年5月31日(土)まで	令和7年6月下旬予定
5月・6月 9月～3月	入会希望月の前月10日まで (日祝の場合は直前の開所日)	入会希望月の前月下旬予定

※7・8月入会は、利用期間(夏休み等)調査書を追加でご提出いただく予定です。

【注意事項】

- ① 申込期限を過ぎた場合、入会希望月を変更していただく必要があります。
- ② 入会は先着順ではありません。(4月入会は1次受付の方が優先となります。)
- ③ 令和6年度をもって、児童クラブの休会制度は廃止となります。年度内(入会承認通知書に記載された利用期間)は、退会届の提出がない限り、施設利用の有無にかかわらず、指導料等が発生しますのでご注意ください。
- ④ 入会希望者がクラブの定員を超えた場合、児童の学年、保護者の就労状況などを総合的に考慮し、入会決定を行います。空きが出るまでお待ちいただく場合や、入会できない場合がありますので、ご承知おきください。また、通年利用優先です。
- ⑤ 原則、毎月1日入会となります。

(2) 申込書類の配布場所及び提出先

配布場所	各放課後児童クラブ(P7～8「6.放課後児童クラブ一覧」参照) ※市ホームページからダウンロードも可能です。
提出場所	通学(予定)小学校の放課後児童クラブ(持参のみ) ※複数クラブがある場合、提出先と異なるクラブに入会となる場合があります。
提出可能時間	各放課後児童クラブの開所時間内(P1「1(2)(3)を参照) ※令和7年3月末までは、平日12時～18時、土曜日8時～14時(千本除く)、 長期休暇日10時～18時での提出をお願いします。

(3) 申込時に必要な書類

- ① 放課後児童クラブ入会申込書・変更届出書
- ② 児童の健康状況調査票
- ③ 放課後児童クラブ入会申込チェックリスト
- ④ 入会要件(就労等)を確認できる書類

申込児童1人につき各1部(④は提出が必要な全員分のもの)を提出してください。

提出が必要な方は、申込児童の父母、申込児童と同居(二世帯住宅や同一敷地内含む)の65歳未満(2025年4月1日現在)の祖父母です。保育を必要とする状況(入会理由)により、利用調整の順位が変わりますので、提出後に就労状況等が変更になった場合は締切日までに再提出してください。

	入会理由	提出書類(写し可)※提出が必要な方ごと、それぞれの要件の書類が必要です。
1	就労 ※単身赴任の場合も必要です。	○ <u>就労証明書(別紙様式)</u> ○ <u>添付書類(自営業等の場合のみ)</u> ・ <u>自営業主</u> 「開業届出書(控)」、「営業許可書(写)」、「令和5年分の確定申告書(控)」のいずれか(写) ・ <u>自営業専従者</u> 「青色事業専従者給与に関する届出書」又は「令和5年分の確定申告書の第二表(写)」※事業専従者欄に専従者として記載があるもの
2	妊娠・出産	○ <u>母子手帳の表紙と出産(予定)日がわかるページ</u>
3	疾病・障がい	○ <u>診断書(保育が困難である状況が記載されていること)</u> ○ <u>身体(精神)障害者手帳・介護保険認定証(お持ちの方のみ)</u>
4	介護・看護	○ <u>介護・看護状況申告書</u> ○ <u>診断書(常時介護看護が必要である状況が記載されていること)・身体(精神)障害者手帳・介護保険認定証等のいずれか</u>
5	災害復旧	○ <u>罹災証明書</u>
6	就学	○ <u>在学証明書又は学生証</u> ○ <u>添付書類</u> 在学時間、授業日数、時間割のわかるもの(カリキュラム等)

※各証明書は原則発行日から3か月以内のものを提出してください。

ただし、4月入会希望の場合のみ、保育所等申込に使用された就労証明書(9月発行)の写しも使用可能です。(就労状況に相違がない場合に限る。)

※申請書等は、必ず黒のボールペンでご記入ください。

3. 入会申込及び入会承認(不承認)に係る注意事項等

① <u>放課後児童クラブを利用する際は、年度毎に入会申込が必要です。</u>
② <u>全ての申込書類が揃ってから申込みしてください。</u> 一部書類のみでの提出は受付できません。そのほか、添付漏れ・記入漏れがないようにご注意ください。不備があった場合は、入会選考が行えず入会希望月に入会できないことがあります。
③ 申込書類の返送は行っておりません。必要に応じて、提出前にコピーしてください。
④ 各証明書は原則発行日から3か月以内のものを提出してください。ただし、4月入会希望の場合のみ、保育所等申込に使用された就労証明書(9月発行)の写しも使用可能です。(就労状況に相違がない場合に限る。)
⑤ 令和6年度をもって、児童クラブの休会制度は廃止となります。年度内(入会承認通知書に記載された利用期間)は、 <u>退会届の提出がない限り、施設利用の有無にかかわらず、指導料等が発生します</u> のでご注意ください。
⑥ 入会申込後、入会選考や児童クラブの安全な運営のため、児童の成長や発達、日常の様子、健康状態等について保護者の方や関係機関に聞き取りを行う場合や、保護者の方・お子様とで面談をお願いする場合があります。
⑦ 放課後児童クラブの指導料等に未納がある場合、納付の確認がされるまで入会選考を保留します。
⑧ 入会希望者がクラブの定員を超えた場合、児童の学年、保護者の就労状況などを総合的に考慮し、入会決定を行います。 <u>空きが出るまでお待ちいただく場合や、入会できない場合があります</u> ので、ご承知おきください。また、 <u>通年利用が優先</u> です。
⑨ 入会選考の結果は、運営主体を通じて通知します。
⑩ 入会承認後であっても、以下に該当する場合は入会を取り消す場合があります。 <ul style="list-style-type: none">・申込内容が事実と反したものであることが判明したとき。・保護者が児童クラブの指導料等を2か月以上滞納したとき。・児童の集団における見守りが著しく困難であると認められたとき。 ※原則、食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行うことできる必要があります。・⑥でお願いした保護者の方・お子様との面談を受けなかったとき。
⑪ 入会不承認となった場合、入会資格そのものが喪失するわけではありません。入会希望期間中に、申込された児童クラブで退会者等が出た場合、再度選考の対象となり、年度途中からでも入会できることがあります。そのため、 <u>入会の必要がなくなった場合は、必ず「辞退届」を提出</u> してください。再度選考を行った結果、承認となった場合は、入会承認期間から指導料等が発生します。

4. 放課後児童クラブの利用に係る費用について

(1) 指導料

- ① 指導料 利用児童1人あたり7,000円/月(8月のみ9,000円)
 ※月途中で退会した場合も、指導料の金額は変わりません。
- ② 延長指導料 児童1人あたり200円/回(減免対象外)
 ※延長時間:18時30分から19時まで

【注意事項】

- ・月途中の退会や利用日数に応じた日割や返金はありません。
- ・利用が1日も無かった場合でも、指導料(月額)が発生します。

(2) おやつ代等(減免対象外)

- ① おやつ代 月額2,000円
- ② 保険料 受託者の指定による(月額800円程度を予定)
 ※その他、クラブによって保護者会費等がかかる場合があります。

(3) 支払い

指導料及びおやつ代等、銀行口座からの自動引き落としにてお支払いいただきます。
詳細につきましては、後日ご案内いたします。

(4) 指導料の減免について

児童扶養手当受給世帯で、指導料の減免を希望する場合は、入会申込書の「児童扶養手当受給の有無」欄の有に○を付け、その右枠内に児童扶養手当証書に記載された「証書番号」を記入してください。

減免後の指導料は、8月を含め月額3,000円です。(指導料以外は減免対象外)

※児童扶養手当受給の確認ができない場合、減免されませんのでご注意ください。

また、全部支給停止世帯は減免対象とはなりません。

※放課後児童クラブの申込後に、新たに児童扶養手当を受給し、指導料の減免を希望する場合は、変更届出書を提出してください。

5. 利用に係る注意事項

(1) 児童の送迎について

放課後児童クラブから帰宅する際は、事前に届出のある大人の方のお迎えが必要で
す。また、土曜日、夏休みなど学校が休みの日に通所する際にも、原則、児童を放課後
児童クラブまで送っていただきます。お迎えの際等に、児童の生活の様子や児童クラブ
からの連絡事項をお伝えすることがありますので、ご協力ください。

保護者や親族、知人の方での送迎が難しい場合は、ファミリー・サポート・センター
(055-952-8078)の利用等をご検討ください。

また、就労時間を長時間過ぎてからのお迎えや、児童の希望による遅い時間のお迎
えなどをご遠慮ください。仕事が終わりましたら、早めのお迎えをお願いします。児童の
安全上必要な場合は、急遽お迎えをお願いすることがあります。

なお、小学校内の児童クラブには、一部を除き、放課後児童クラブの送り迎え専用の
駐車場はありません。自転車や徒歩での送迎にご協力ください。送迎時は、学校のルー
ルの厳守をお願いします。

(2) 放課後児童クラブを利用できる日(時間)について

児童クラブを利用できるのは、就労証明書で証明されている、保護者が就労している
日、就労している時間が基本になります。保護者の就労していない日又は時間には、原
則として児童クラブの利用はできません。

就労証明書と実際の就労状況が変更となった場合は、速やかに新しい就労証明書を
提出してください。

(3) 延長利用(18時30分から19時)について

児童クラブの基本的な開所時間は18時30分までです。延長利用は、終業後、職場
から児童クラブへの移動時間を含め、やむを得ず18時30分を過ぎてしまう保護者を対
象とした制度です。19時には完全閉所となりますので、必ず19時までには児童クラブへお
迎えに来てください。

(4) 習い事等によるクラブ退出後の再利用について

習い事等で児童クラブから一度退出した場合、原則として、同じ日に児童クラブに戻
り、再度利用することはできません。なお、退出したあとは、児童クラブで児童の安全につ
いて、責任を負えません。

6. 沼津市放課後児童クラブ一覧(令和6年11月1日時点)

	放課後児童クラブ名	開設場所	所在地	電話
1	原 A 放課後児童クラブ	原小学校内	原 1200	968-0878
2	原 B 放課後児童クラブ	原小学校内	原 1200	968-3510
3	原 C 放課後児童クラブ	原小学校敷地内	原 1200	968-3054
4	今沢放課後児童クラブ	今沢小学校内	東原 76-1	968-1450
5	開北 A 放課後児童クラブ	開北小学校内	高沢町 17-1	922-8510
6	開北 B 放課後児童クラブ	開北小学校内	高沢町 17-1	922-1910
7	大岡放課後児童クラブ	大岡小学校敷地内	大岡 2358	924-0635
8	金岡 A 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	924-0641
9	金岡 B 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	924-0022
10	金岡 C 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	924-0173
11	金岡 D 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	924-0471
12	沢田 A 放課後児童クラブ	沢田小学校内	中沢田 715	925-3407
13	沢田 B 放課後児童クラブ	沢田小学校内	中沢田 715	925-6373
14	原東放課後児童クラブ	原東小学校敷地内	大塚 814-1	966-6949
15	第五 A 放課後児童クラブ	第五小学校内	米山町 9-1	923-3330
16	第五 B 放課後児童クラブ	第五小学校内	米山町 9-1	923-5070
17	第四 A 放課後児童クラブ	第四小学校内	御幸町 4-1	932-5122
18	第四 B 放課後児童クラブ	第四小学校内	御幸町 4-1	932-2033
19	愛鷹 A 放課後児童クラブ	愛鷹小学校内	西椎路 673-1	966-6140
20	愛鷹 B 放課後児童クラブ	愛鷹小学校内	西椎路 673-1	960-9998
21	愛鷹 C 放課後児童クラブ	愛鷹小学校内	西椎路 673-1	960-9020
22	大岡南 A 放課後児童クラブ	大岡南小学校隣接地内	大岡 1330-2	962-2608
23	大岡南 B 放課後児童クラブ	大岡南小学校隣接地内	大岡 1330-2	962-3955
24	門池 A 放課後児童クラブ	門池小学校敷地内	岡一色 88-2	922-7451
25	門池 B 放課後児童クラブ	門池小学校敷地内	岡一色 88-2	922-8211
26	門池 C 放課後児童クラブ	門池小学校敷地内	岡一色 88-2	922-5328
27	門池 D 放課後児童クラブ	門池小学校内	岡一色 88-2	922-2859
28	門池 E 放課後児童クラブ	門池小学校内	岡一色 88-2	922-6027
29	第二放課後児童クラブ	第二小学校内	常盤町 2-32	962-0900

	放課後児童クラブ名	開設場所	所在地	電話
30	第三放課後児童クラブ	第三小学校内	下香貫下障子 3157-2	931-0418
31	大平放課後児童クラブ	大平小学校敷地内	大平 2200	933-7780
32	片浜放課後児童クラブ	片浜小学校内	大諏訪 41	962-0880
33	香貫 A 放課後児童クラブ	香貫小学校内	下香貫猪沼 986	933-2468
34	香貫 B 放課後児童クラブ	香貫小学校内	下香貫猪沼 986	933-7272
35	浮島放課後児童クラブ	浮島小学校内	平沼 811	966-0012
36	第一放課後児童クラブ	第一小学校内	八幡町 65-1	951-7061
37	静浦放課後児童クラブ	静浦小中一貫学校内	獅子浜 17	931-3018
38	長井崎放課後児童クラブ	長井崎小中一貫学校内	内浦重須 453	943-2600
39	戸田放課後児童クラブ	戸田図書館内	戸田 845-2	0558-94- 3899
40	千本放課後児童クラブ	千本小学校体育館内	本字千本 1910- 19	962-7818

※運営主体の切替に伴い、電話番号が変更となる場合があります。

(その場合、令和7年3月頃に市ホームページ等でお知らせします。)

7. 問い合わせ先

●各放課後児童クラブ

P7～8「6. 放課後児童クラブ一覧」参照

●沼津市 市民福祉部 こども未来創造課 企画係

電話:055-934-4842 FAX:055-934-0345

8. 市ホームページ(放課後児童クラブ)

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kosodate/azukeru/houkago.htm>

